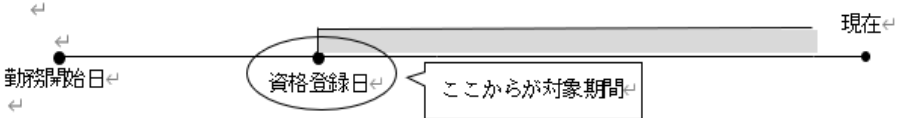


3 実務経験(見込)証明書の記入要項(P.34 記載例4)

☆必ず記載要項を一緒にして、証明者にお渡しするようにお願いします。

なお、虚偽の証明書を提出したことが判明した場合は、受験の無効や、合格が取り消される可能性がありますので、ご注意ください。

項 目	注 意 事 項
証明者について	受験資格及び記入要領を明示のうえ、現に勤務している、または過去に勤務した施設・事業所の長または代表者（社会福祉法人の理事長、施設長）に必ず記載していただけてください。 証明者名その他、作成担当者氏名・連絡先番号等を記入してください。
公印について	受験申込書の「受験資格」欄の実務経験期間に記載した全期間（医療業務・相談業務・介護業務等に従事した期間）について、証明権限を有する者として、上記の者から <u>公印を受けてください。なお修正を要する場合は、公印での修正印を押下ください。</u>
見込証明か否かの判断基準及び記載方法について	1. 証明書発行日時点で、実務期間を満たしている場合 ①「実務経験(見込)証明書」と(見込)を二重線で消してください。 ②証明書発行日時点で実務期間を満たしており、引き続き当該施設・事業所に勤務している方は、証明書内“業務期間”欄の末日を「証明書の発行日」と同日にしてください。 ※上記にずれが生じると、見込証明書として手続きすることとなり、後日改めて「実務経験(見込)証明書」の提出を依頼する場合がありますので、提出される際にはなおご確認ください。 2. 証明書発行日時点で、実務期間を満たしていない場合（実務経験見込みの方） ①「実務経験(見込)証明書」と(見込)を二重線で消さずに提出ください。 ②業務期間の末日は、「実務経験を満たす予定日」または「令和3年10月9日（試験日前日）」で計算してください。 ③試験申込後に、見込証明書に記載していた実務経験期間を満たした場合は、確定した「実務経験(見込)証明書」を、令和3年10月21日（木）（消印有効）までに、簡易書留郵便で提出してください。 ※複数の証明書を受験申込時に提出している場合は、<u>見込で提出していた証明書のみを、確定した「実務経験証明書」にして郵送してください。</u>記載方法は上記1の方法と同様です。（確定済みの実務経験証明書の再提出は不要）。 ※後日、確定した実務経験証明書が<u>提出されない場合は、実務経験を満たさなかったものとして、試験に合格しても、受験自体が無効</u>となります。

「施設又は事業所名」欄	受験希望者が受験要件を満たす業務内容で、実際に勤務していた事業所名（法人名）をご記入ください。
「施設又は事業所名の所在地」欄	上記事業所の所在地をご記入ください。
「業務期間」欄	受験者が、<u>要援護者に対する直接的な援助を行っていた期間</u>を記入してください。 ※資格所有者で教師や研究業務など直接対人援助業務でない業務に従事している場合は、業務期間に算定することはできません。 ※産前・産後休暇は期間に含めますが、育児休業、介護休業等は期間から除きます。 ※国家資格に基づく業務に従事する者で、勤務開始日以降に<u>国家資格を取得（登録）した場合、業務期間の開始日は国家資格の登録日から</u>ご記入ください。 （例）平成25年4月1日から特養に勤務しているが、 介護福祉士の登録日が平成25年4月15日の場合 ➔ 「業務期間」欄の開始日は、平成25年4月15日  ※なお、登録前にその事業所で受験要件イを満たす相談援助業務に従事していた場合は、うえの限りではありません。 《参照》P. 21 別表3「実務経験期間と関連した受験資格の有無についての具体例」
「業務従事日数」欄	業務期間内において実際に受験要件イに該当する相談援助業務や、受験要件アに該当する直接対人援助業務に従事した日数（休日、休暇、病気、休職等で従事しなかった日を除いた日数）をいいます。 その事業所での従事日数が900日未満の場合は、「2. その他（ ）日間」の項目に丸印及び具体的な日数を記入してください。 ※勤務形態（常勤、非常勤など）、勤務時間は問いません。

「業務内容」欄	受験者の本来業務について、具体的に職種と施設種別を記入してください。 (1) 従事した職種(名) ア. 国家資格にもとづく業務に従事する者 国家資格の名称を記入してください。 (例) 特別養護老人ホームに勤務する「介護職員」の場合 →「介護福祉士」 イ. 「相談員」などの業務に従事する者 法令等(施設・事業所の運営に関する基準、設置要綱、事業実施要綱など含む)により規定されている名称を記入ください。 (P. 19 別表 2 で該当する業務を確認ください。) (例) 特別養護老人ホームに勤務する「相談員」の場合 →「生活相談員」 ウ. 「主任」「係長」「統括長」「センター長」など 施設・事業所の規定等により定められた職名の場合は、下記のとおりご記入ください。 ① 法令等(施設・事業所の運営に関する基準、設置要綱、事業実施要綱など含む)により規定されている職種に該当する場合は、その名称を記入。 ②具体的な業務内容を付記してください。 (例) 特別養護老人ホームに勤務する「係長」で生活相談員の業務を行っていた場合 →①「生活相談員」または②「係長(生活相談員)」 (2) 施設・事業所の種別 ※特別養護老人ホーム、老人デイサービス事業、〇〇実施要綱の〇〇事業などを記入してください。
---------	---

※個人開業の場合や、その他の理由により実務経験証明書の証明が困難な場合は、高知県社会福祉協議会まで、お問い合わせください。

※介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の39 第1項第2号により、不正の手段により登録を受けた場合は、介護支援専門員の登録が削除される旨の規定が定められているため、ご注意ください。